

【岐阜市】地域生活支援拠点等整備について

令和 2 年岐阜市総合支援協議会
第 1 回 専門部会 資料

岐阜市地域生活支援拠点等イメージ図 (案)



②緊急時の受け入れ・対応

・ショートステイ(緊急短期入所)

医療機関・訪問看護事業所

居宅系サービス

③体験の機会・場

- ・グループホーム(体験利用)
- ・地域活動支援センター
- ・障害者生活支援センター

利用

利用

生活・就労サポートセンター

障害者就業・生活支援センター

社会福祉協議会(日常生活自立支援事業)

後見人、保佐人、補助人

身体・知的障害者相談員



障がい者・家族

連携・協力

連携・準備

計画作成等

相談

①相談

特定相談支援事業所

- ・障がい福祉課、地域保健課
- ・基幹相談支援サテライト
- ・障害者生活支援センター

日中活動系サービス

居住支援法人

一般相談支援事業所

市役所




④専門的人材の確保・養成

- ・相談支援専門員等に対するスーパーバイズ
- ・相談支援専門員に対する学習会
- ・岐阜市強度行動障がい支援者養成補助金
- ・高度専門分野相談支援事業 等

⑤地域の体制づくり

- ・総合支援協議会全体会・専門部会による協議
- ・地域移行・地域定着支援の推進
- ・地域包括ケアシステムの構築
- ・障がいの理解啓発



地域生活支援拠点等整備について

(①相談)

(意見)

- 障がい種別によって相談の頻度や対応方法が異なる。
- 現在の計画の書式には緊急時の連絡先等はないため、書式を変更する必要がある。ただし、項目が多いと相談員の負担が多くなる。
- 緊急時対応のマニュアルが必要。
- 既に福祉サービスを利用している場合は、緊急時を想定した計画作成（サービス調整）および本人等への説明ができるのではないか。
- 担当している計画相談の利用者については、できる限り緊急時の対応するようにしている。
- 居宅で支援している人が不在となる状況はいつ起こるかわからないため、24時間365日の対応が必要。しかし、特定相談支援事業所で24時間365日対応できる体制整備は困難な場合が多い。
- 短期入所以外の緊急時のサービス（居宅介護等）があるとよい。



地域生活支援拠点等整備について

(①相談)

(まとめ)

- ・緊急時の定義：「市内在住」かつ「普段、親等の介護により居宅で生活することができていた者が、介護を行う者の疾病等により不在、その他やむを得ない理由により、居宅で生活することができない場合」かつ「支援が当日又は翌日に必要な場合」とした。
- ・本人の精神症状に起因した入院等の緊急対応は含まない。
- ・緊急のリスクを軽減するための事前準備として、日常的に「緊急を見据えたアセスメント」「緊急を見据えたサービス調整」「家族全体の関係機関と対応方針の共有」を実施する。（そのための書式・マニュアルを整備する）
- ・特定相談支援事業所を以下の形態に整理
 - ① **I型特定相談支援事業所**：夜間・休日においても対応可（拠点等事業所として登録可）
利用者の夜間・休日の緊急時にも対応（サービス調整等）を実施。
 - ② **II型特定相談支援事業所**：夜間・休日の対応が困難（拠点等事業所として登録不可）
利用者の夜間・休日の緊急時は対応できないため、直営又はその他の方法での体制確保が必要。
- ・サービス未利用者の対応についても、年間数件の見込みだが、体制を整える必要があるため、直営又はその他の方法での体制確保が必要。



緊急時の流れ (緊急の定義 (案))

ここでいう「**緊急**」の定義とは

地域生活支援拠点等整備は、障がいのある方の重度化・高齢化や日頃支援をしている方が入院した場合や「親亡き後」等を想定していることから、

「市内在住」

かつ

「普段、親等の支援により居宅で生活することができていた者が、支援を行う者の疾病等により不在、その他やむを得ない理由により、居宅で生活することができない場合」

かつ

「支援が当日又は翌日に必要な場合」



【夜間・休日】 緊急時の流れ (案)

